

配偶者への暴力は **犯罪** です！！

配偶者から殴られても蹴られても、たかが「夫婦喧嘩」、「痴話喧嘩」??
そんなことはありません。
暴力は配偶者間であっても許されるものではないのです！！

Q1 ドメスティックバイオレンス（DV）とは何ですか？

A1 一般的に親密といわれる関係にある人（配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など）から他方への暴力のことをDVといいます。

Q2 DV法が改正されたそうですが、どんな内容が改正されたのですか？

A2 平成20年1月11日に「改正DV法」が施行されました。
改正された内容において、特に「**保護命令制度の拡充**」が図られ

☆身体に対する暴力のみならず、生命等に対する脅迫を受けた被害者に対する保護命令を発することとされた。

☆ 被害者への接近禁止命令に、電話等を禁止する保護命令として

- | | |
|----------|-----------|
| ①面会要求 | ⑤夜間の電話 |
| ②監視 | ⑥汚物の送付 |
| ③乱暴な言動 | ⑦名誉を傷つける |
| ④無言や連続電話 | ⑧性的羞恥心の侵害 |



の8項目が加えられた。

☆ 被害者の親族等への接近禁止命令を発することとされた。
以上3点が大きく改正されました。

不安を感じたり、1人で悩んでいる方は、最寄りの
警察署や各種相談窓口にご相談ください！！

